

苫小牧市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の概要について

1 介護保険事業計画

市町村及び都道府県は、介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に基づき、国の基本指針に則って、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとなっている。

この計画は介護サービスの整備計画であるとともに、各市町村の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画となる。

2 保険制度改革の経緯

介護保険制度は平成12年4月のスタートから19年が経過し、この間、制度の安定運営を図るとともに、社会情勢等の変化に応じ施策の見直しを行ってきた。

第1期	平成12年	4月	介護保険法施行
第2期	平成15年	4月	第2期事業計画期間開始（～平成17年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定
	平成17年	2月 4月 6月 10月	介護保険法等の一部を改正する法律案国会提出 地域介護・福祉空間整備等交付金の創設 介護保険法等の一部を改正する法律成立 施設給付の見直し、介護報酬改定（10月施行分）
第3期	平成18年	4月	改正法の全面施行 ・予防給付、地域包括支援センターの創設 ・域密着型サービスの創設 第3期事業計画期間開始（～平成20年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分）
第4期	平成21年	4月	第4期計画期間開始（～平成23年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分）
第5期	平成24年	4月	第5期計画期間開始（～平成26年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分） ・介護保険法一部改正により地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス・複合型サービス）の創設
第6期	平成27年	4月	第6期計画期間開始（～平成29年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分） ・介護保険法一部改正により介護予防・日常生活支援総合事業の創設
	平成28年	8月 4月	・介護保険サービスの利用者負担の見直し ・介護予防・日常生活支援総合事業実施 ・地域密着型通所介護の指定等権限委譲

	平成29年	5月	・介護保険法一部改正により地域包括ケアシステムの強化
第7期	平成30年	4月	第7期計画期間開始（～令和2年度） ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（4月施行分） ・居宅介護支援事業所の指定等権限委譲 ・保険者機能強化推進交付金の実施
	平成31年	7月 10月	・介護医療院の開設 ・第1号保険料の見直し、介護報酬改定（10月施行分）

3 苫小牧市第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）

地域包括ケアシステムの構築をより一層進めることを目標に掲げ、団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）を見据えて、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、予防給付の見直しと生活支援サービスの充実、高齢者の住まいの安定的な確保の4つを重点取組事項とした計画を策定した。

（1）在宅医療・介護の連携推進

介護サービス利用アンケートの結果、在宅での介護・医療ニーズが高いことから、平成27年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所1箇所を整備。

また、在宅医療・介護連携に向けた課題の抽出及び対応の協議を進めていく。

（2）認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に対応するため、平成27年度から各地域包括支援センターに認知症初期集中支援推進事業としてチーム員を配置し、平成27年度に認知症地域支援推進員を2か所の地域包括支援センターに配置した。また、認知症カフェ（ほっとカフェ）などの認知症ケア向上推進事業を継続的に実施し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行っていく。

（3）予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

平成28年度から、予防給付のうち訪問介護及び通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行。地域の多様な主体によるサービスを活用し、高齢者を支援していく。

（4）高齢者の住まいの安定的な確保

現在の場所での生活を継続できるようひとり暮らしや支援が必要な高齢者が、要介護状態となっても安心してらせるように福祉サービスを提供。

4 苫小牧市第7期介護保険事業計画（平成30～令和2年度）

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊のジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）と、今後高齢化がさらに進展することが見込まれている。その中で高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、4つの重点取組事項を掲げ計画を策定。

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

多様な生活ニーズにこたえるサービスを地域の実情に応じて、地域での支え合いの体制づくりを進め、地域住民や事業所等への介護予防・自立支援に関する理解促進、多職種等との連携協働による地域包括支援のネットワークづくりを進める。

さらに、高齢者やその家族が地域で安心して日常生活を営めるよう、生活支援コーディネーター等が中心となり、地域の福祉資源とつなげていくとともに、高齢者の社会参加等を進める。

（2）介護保険制度の推進

計画策定時における国の推計では、2025年（令和7年）には介護人材が約38万人不足すると見込んでいたが、昨年の再推計では約34万人の不足と修正された。しかし、北海道の不足見込み数は、全国とは異なり増加していることから、より一層、人材確保施策を総合的・計画的に推進していくことが求められる。

今後も、介護人材確保事業の拡充や介護離職ゼロの実現に向けた介護者家族への支援を進めていく。

（3）在宅医療・介護の連携推進

今後、医療及び介護ニーズを併せ持つ高齢者等の増加が見込まれる中で、様々な局面において地域における在宅医療や介護の提供がスムーズに行われるよう、「とまこま医療介護連携センター」を中心に、医療・介護関係者の連携推進体制を整備していく。

（4）高齢者の住まいの安定的な確保

特別養護老人ホーム等の福祉施設整備など、住宅施策と連携して高齢者が安心して暮らすことができる体制を整備していく。